

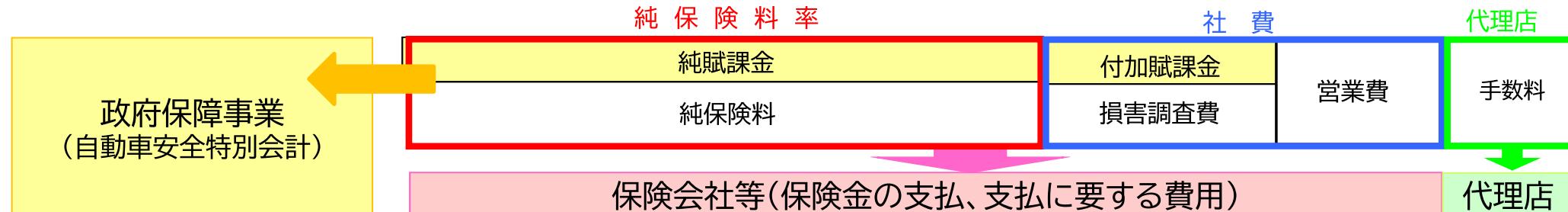
## 資料3 賦課金額の算定方法について

---

令和4年9月29日

## 自賠責保険料の考え方

## 現在の自賠責保険料の内訳



► 従来の賦課金は保障事業(ひき逃げ被害救済等)に充当する分を、保険料に連動する形で課している

## 今回の改正に伴う論点

## 【前提】

① 「被害者支援」と「事故防止」に活用されることから、従来の保障事業の賦課金とは異なる性質

► 賦課金としては一体だが、保障事業に充てる分の金額は、勘定内において適切に区分予定

② これまでの議論では、全車種に一律・同一の賦課金(150円を超えない範囲)とする前提で議論

## 【論点】

①について ► 従来の保障事業の賦課金とは異なる算定方法とすべきではないか

②について ► 自動車ユーザーの負担を極力抑えるという視点で、全車種一律・同一が適切か

## 車種別の賦課金額の考え方

最高グループでも150円を超えない額

一律負担分

車種グループ別  
変動費

先を見据えた対策で、安全・安心なクルマ社会の実現に裨益することから  
一律の負担を頂く

事故リスクを一定程度考慮するため、車種グループ別の変動制とする

## 自賠責保険料(12ヶ月契約)

事故リスク  
高

変動部分の額

自賠責保険料の違い

低

標準

高  
(20,000円以上)

中

(10,000円~20,000円)

低

(10,000円未満)